

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 夜間看護体制加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (562 単位)	× 70 / 100	1日につき +12単位	1月につき +80単位	1日につき +10単位
	要介護2 (631 単位)				
	要介護3 (703 単位)				
	要介護4 (771 単位)				
	要介護5 (842 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (562 単位)	× 70 / 100			1日につき +10単位
	要介護2 (631 単位)				
	要介護3 (703 単位)				
	要介護4 (771 単位)				
	要介護5 (842 単位)				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。